

たところであるが、追加報告の多くは、「睡眠中」や「病死」などの事案について事故という認識がなく報告されていなかったものである。保育中に発生した死亡事案は全て、「睡眠中」「病死」「原因不明」といった理由を問わず、厚生労働省への報告対象となること、改めて周知徹底をお願いする。  
(関連資料14参照)

### (3) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的に御活用いただきたい。

#### ① 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

調査研究により、保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ、また食物アレルギーの子どもの誤食事故が起きている現状が明らかになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは、保育所、保護者、医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち、3者が連携して適切な対応を行うことを目的に、アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し、保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には、このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し、全市区町村に送付（コピー可能）するとともに、厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。  
(関連資料15参照)

#### ② 保育所における食事の提供ガイドライン

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持、心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし、子どもや保護者の「食」をめぐる現状は、利便性が優先され、食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは、保育所の食事の提供方法が多様化する中で、子どもの食に関わる保育所職員を始め、管理者、行政担当者等が再考、評価、改善するためのチェックリストを作成する等、保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。  
(関連資料16参照)

### ③ 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが、平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の改正があったことから、保育所における感染症対策ガイドラインについても、これとの整合性を確保するとともに、最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い、平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では、感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに、保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。

（関連資料17参照）

### （4）社会福祉法人の運営に関する情報開示について

社会福祉法人については、その非営利性・公共性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、国庫補助や税制優遇を受けているという社会福祉法人の性格から、更なる法人運営の透明性の確保を図ることが求められている。

このため、「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」（平成25年5月31日雇児発第16号・社援発第13号・老発第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により、法人の業務及び財務等に関する情報の公表を依頼させていただいている。

については、所管の保育所を主たる事業とする社会福祉法人において、業務及び財務等に関する情報が未公表である場合には、同通知の趣旨を御理解の上、再度、一般の方の閲覧が可能となるようインターネットや広報等における公表の実施について、周知及び指導していただくよう、御協力をお願いしたい。併せて、所轄庁におかれても、同通知において、所管の社会福祉法人に係る貸借対照表及び収支計算書について公表の実施が求められているので、御協力をお願いしたい。（関連資料18参照）

## 8. 母子保健対策について

### (1) 生涯を通じた女性の健康支援事業について

平成26年度予算案においては、妊娠・出産などに関して悩みを持つ方からの相談や情報提供などを行う地域の相談・支援拠点である「女性健康支援センター」に新たに全国統一の電話番号を設けるなど、相談・支援体制を充実する。

また、不妊症及び不育症に対する専門の相談員を「不妊専門相談センター」に配置するとともに、土日の講習会の実施等により相談しやすい環境の整備を図るための予算を平成26年度予算案に計上しているところである。

なお、未設置の自治体におかれては、引き続き設置促進を図るとともに、既に設置している自治体においても、これらの相談窓口の利便性や対応力の強化を図れるよう、積極的な取り組みをお願いする。

### (2) 「健やか親子21」の最終評価と次期計画策定について

21世紀初頭における母子保健の取組を推進するための国民運動計画である「健やか親子21」が、平成13年に開始し平成26年に終了することから、最終評価を行い達成できた課題と引き続き取り組むべき課題を明らかにし、平成27年度以降の次期国民運動計画の方針を平成25年度中にとりまとめることとしている。

各地方公共団体においては、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の趣旨を十分に踏まえ、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の策定をお願いする。

## 9. 仕事と家庭の両立支援対策について

### (1) 仕事と家庭の両立支援対策の概要について（関連資料62参照）

仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備は重要な課題であり、厚生労働省においては、企業における両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備についての取組の促進を図っている。このため、育児・介護休業法の履行確保、次世代法に基づく事業主の取組促進、好事例の普及、表彰や助成金の支給を通じた事業主への支援、ファミリー・サポート・センター等の仕事と家庭の両立が可能となる雇用環境の整備に取り組んできたところである。

育児休業の取得においては、特に中小企業が大企業に比べ育児休業取得率が低いことや、期間雇用者については、育児・介護休業法における育児休業取得の要件を満たした者であっても、育児休業の取得が進んでいない状況にあるため、厚生労働省としても制度の周知、好事例の普及、助成金の活用等を引き続き行い、環境整備を図っていくこととしている。各都道府県・市におかれても積極的な法の周知・啓発に御協力をお願いしたい。

### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について（関連資料63参照）

次世代法に基づく、一般事業主行動計画の策定・届出について、改正法の施行により平成23年4月から届出が義務化された従業員数が101人以上300人以下の企業の行動計画の届出率は、平成25年11月末現在で、98.2%となっており、各都道府県・市の周知、啓発に関する御協力に感謝申し上げます。

次世代法においては、一定要件を満たした企業を、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度があり、認定を受けた事業主は次世代認定マーク（愛称：くるみん）により子育てサポート企業であることをアピールすることができる。各都道府県・市でも、企業における次世代育成支援に関する施策を様々に講じておられることと思うが、くるみんの認知度は低い状況にある。多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう、子育てしやすい企業を増やすという観点に立って、くるみん認定制度の普及に御協力をお願いしたい。また、次世代法については26年度末までの時限立法であるが、延長、新たな認定制度の創設等を盛り込んだ改正法案を本年通常国会へ提出することを目指しており、法案が成立した場合には周知等の御協力もお願いしたい。

なお、次世代法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業に対しては税制優遇制度がある。これは認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、普通償却限度額の32%の割増償却が可能となる制度である。この制度は平成23年度から平成25年度末までの措置とされていたが、平成26年度政府税制改正大綱において、1年間延長することとされたところ。次世代法と合わせて税制優遇制度についても周知をお願いしたい。

### (3) ファミリー・サポート・センター事業について（関連資料64参照）

児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進しており、平成21年度からは、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

本事業は、子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業へ移行することとなっており、新制度への円滑な移行を図るため、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施することとしている。また、平成26年度予算案においては、新たに50～99人規模のセンターを補助対象とするとともに、事業を開始する際の開設準備に要する経費（改修費等、賃借料（礼金1月分及び開設前月分））の補助を行う予定である。共働き家庭が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりの観点からも、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

また、事業の実施については、平成23年度より、事故が発生した場合に当省へ報告を求めるとともに、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいとするなど、事故防止対策に取り組んでいる。

安全・安心な事業の実施を図るためにも、引き続き、ファミリー・サポート・センター事業における講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。



( 関 連 資 料 )



# 平成26年度の社会保障の充実（案）について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額の見込み5兆円程度<sup>(※)</sup>については、
  - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に2.95兆円程度を向け、
  - ②残額を満年度時の
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税引上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

※ 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。

## <26年度消費税増収分の内訳>

### ○年金国庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

2.95兆円程度

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

0.5兆円程度

### ○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

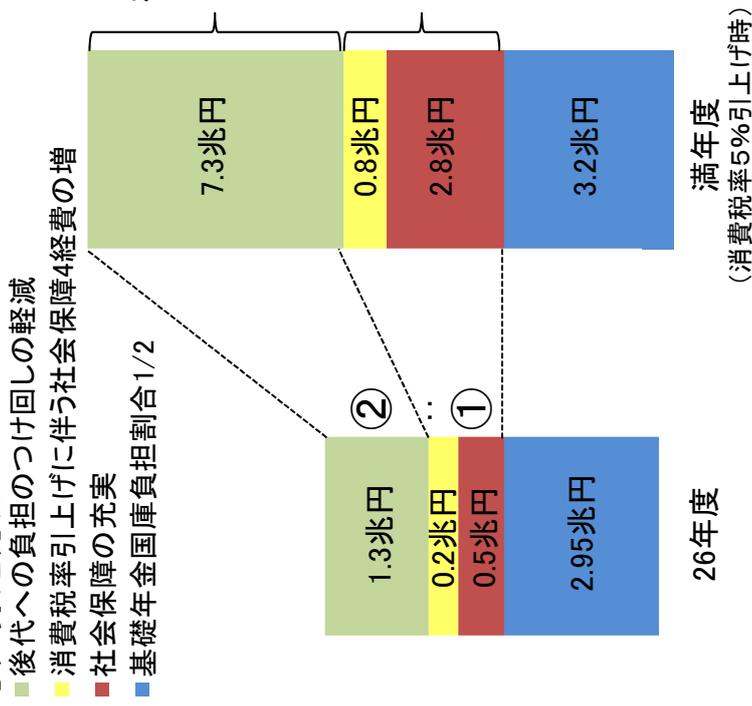
0.2兆円程度

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う増（自然増）を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

1.3兆円程度

## （参考）算定方法のイメージ



（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

# 平成26年度における「社会保障の充実」(案)

(単位:億円)

事項	事業内容	計(注1)	
		国分	地方分
子ども・子育て支援の充実	待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 (「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施)	2,915	1,348 (注3)
	社会的養護の充実	80	40
	育児休業中の経済的支援の強化	64	56
医療・介護の充実	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 (1) 消費税財源の活用による診療報酬の改定 (2) 新たな財政支援制度の創設	900億円程度	
	地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)	43	22
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0
	高額療養費制度の見直し	42	37
	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	298	126
年金制度の改善	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	10
合計		5,000億円程度	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

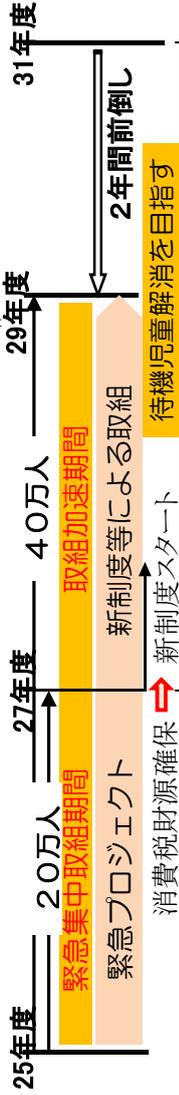
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省で対応。

# 子ども・子育て支援の充実

## I. 「待機児童解消加速化プラン」の推進 所要額(公費) 1,841億円

○子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。



○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(☆はⅡ. 保育緊急確保事業として実施)

- 小規模保育、家庭的保育、幼稚園の長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
- 保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 ■保育士確保対策(処遇改善) ☆ ■利用者支援 ☆ 等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等についても、別途適切に確保

## Ⅱ. 保育緊急確保事業 所要額(公費) 2,307億円(一部再掲:上記I以外の事業分1,074億円)

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、待機児童の多い市町村等が取り組む保育その他の子ども・子育て支援に関する事業を支援(子ども・子育て支援法附則第10条)

### 1 「待機児童解消加速化プラン」の推進 (上記I)

### 2 新制度に基づく事業の先行的な支援

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

- 地域子育て支援拠点事業 ■一時預かり事業 ■ファミリー・サポート・センター事業 等
- 放課後児童クラブの充実(開所時間の延長の促進(小1の壁の解消))

## Ⅲ. 社会的養護の充実 所要額(公費) 80億円

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の推進

# 「保育緊急確保事業」について

## 事業内容等

### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

### 【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

## 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

## 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実  
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額の積み増しを行う。

## 保育の量拡大のための保育所等の整備

- ・保育所緊急整備事業
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・家庭的保育改修等事業(改修費、賃借料補助)
- ・認可化移行総合支援事業(整備費支援(改修費、賃借料補助)等)
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・認定こども園整備費
- ・民有地マッチング事業(都道府県分)
- ・子育て支援のための拠点施設整備事業

## 保育を支える保育士等確保対策

- ・保育士研修等事業(保育の質の向上のための研修事業等)
  - ・新規卒業者の確保、就業継続支援、保育士・保育所支援センター
  - ・認可外保育施設保育士資格取得支援、修学資金貸付
  - ・職員用宿舍借上げ支援
  - ・保育教諭確保のための併有促進事業
  - ・幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等従事者の保育士資格取得支援事業
  - ・家庭的保育者等研修事業
- ※保育緊急確保事業として、処遇改善と保育体制の強化を実施

## 【参考】 25年度補正予算(案) 169億円

※ 補正計上額169億円は、事業の実施に必要なとなる所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」等を推進するため、基金を積み増し・延長(26年度末まで)

※ 待機児童解消加速化プランに要する経費については、当初予算と一体的に措置。

### ○「待機児童解消加速化プラン」の推進

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(一部)
- ・小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など、新制度の先取り
- ・認可を目指す認可外保育施設への支援 等

### ○社会的養護の推進

- ・児童養護施設等の小規模化に必要な改修

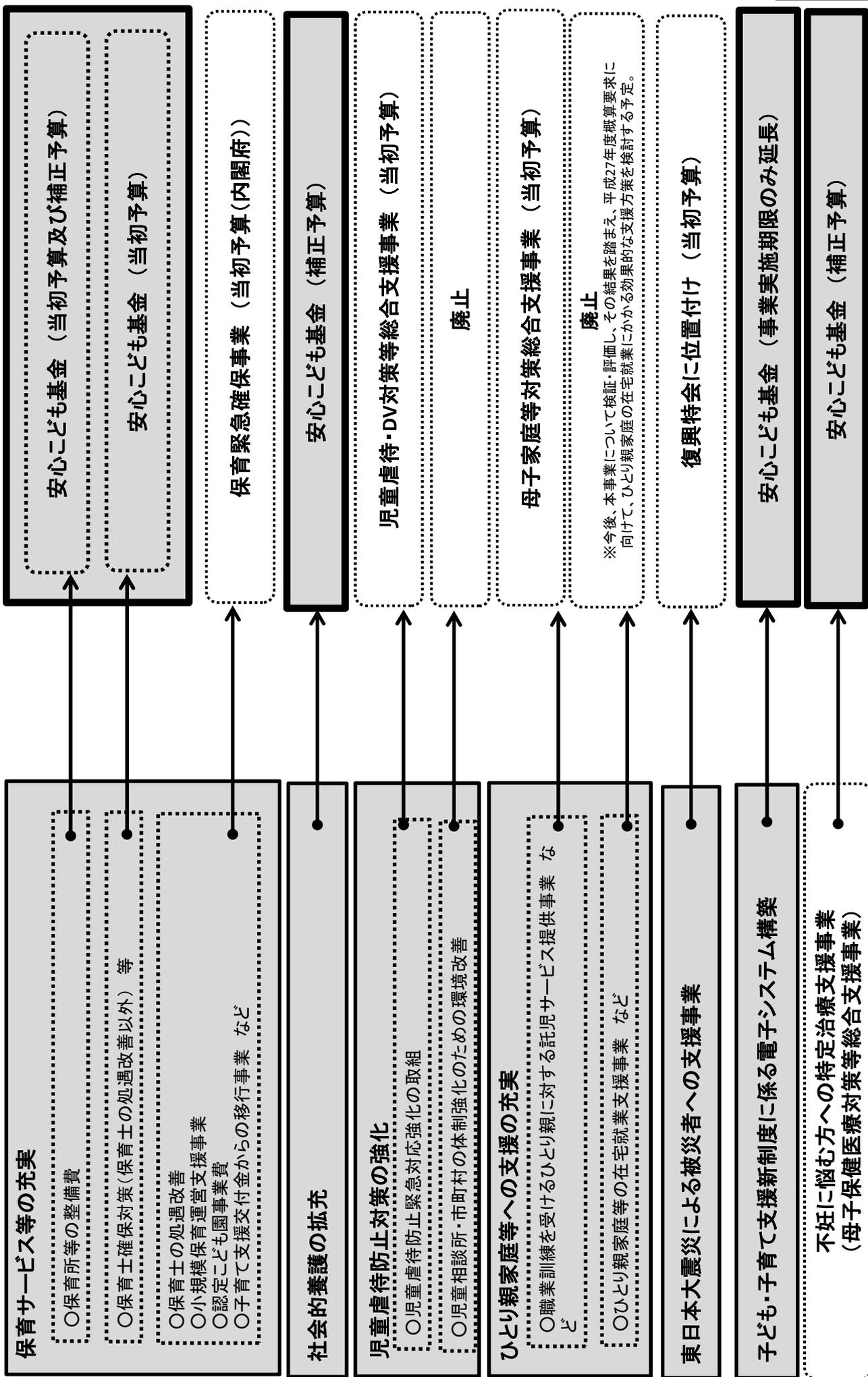
### ○不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

- ・配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- ・制度の見直しが行われるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備経費を助成

# 安心こども基金で実施する事業の平成26年度における対応

【 25年度 安心こども基金 主な項目】

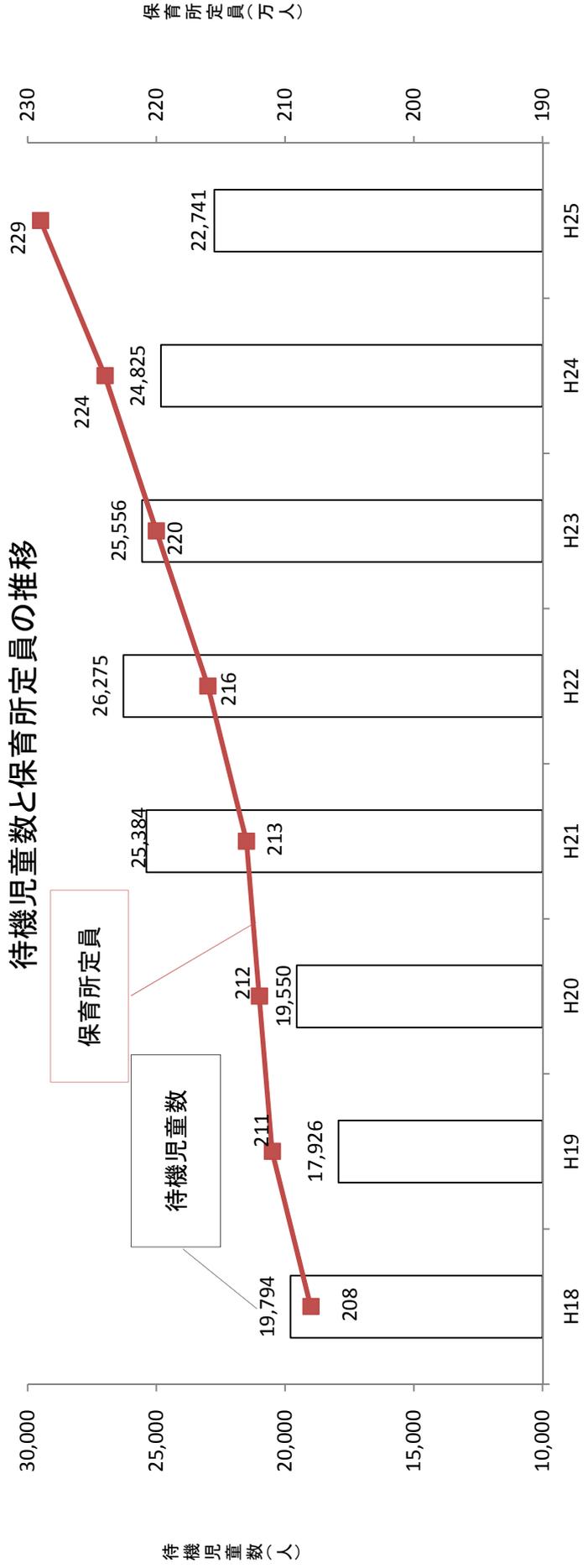
【 26年度 】



# 保育所待機児童の現状について

- 平成25年4月1日現在の待機児童数は2万2,741人(3年連続の減少)
  - 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82.0%(18,656人)
  - 平成25年4月1日の定員は前年比48,641人増加、利用児童は前年比42,779人増加
  - 待機児童がいる市区町村数は、340自治体(全体(1742自治体)の約19.5%)  
待機児童が50人以上の市区町村は101自治体(95自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)  
待機児童が100人以上の市区町村は64自治体(全ての自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)
- ※平成25年7月31日時点
- 都市部(※)の待機児童が全体の約80.3%(18,267人)  
(※)首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・近畿圏(京都府・大阪府・兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計)

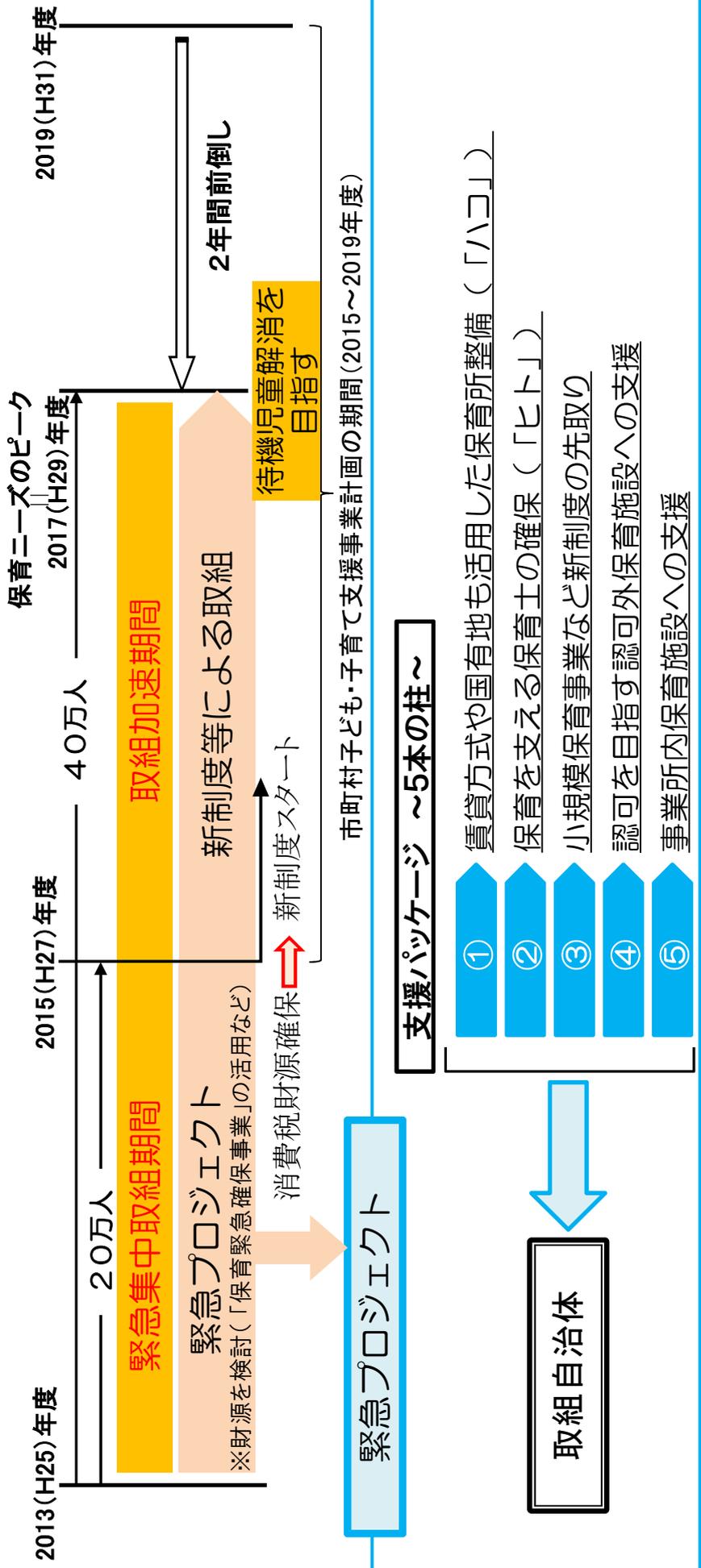
○「待機児童解消加速化プラン」により平成29年度末までに待機児童の解消を目指す



# 待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。  
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

# 緊急プロジェクト（平成25・26年度）

## コンセプト

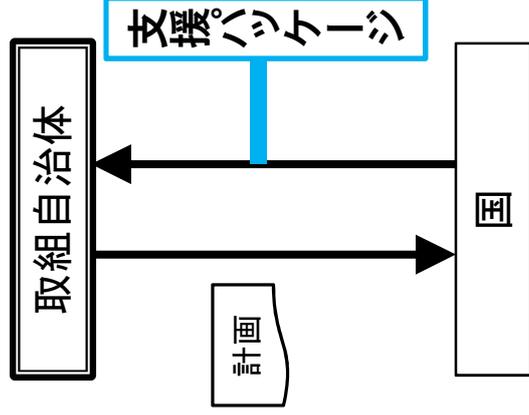
- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

## 支援パッケージ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
  - 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
  - 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
  - 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
  - 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
  - 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
  - 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
  - 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
  - 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。
- ⑤ 事業所内保育施設への支援
  - 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

# 待機児童解消関連予算(案)

(注)金額は国費ベース

○ 26当初予算分(内閣府計上の保育緊急確保事業分も含む):6,929億円(下線部分の合計)

○ 加速化プラン事業について、平成26年度においては、以下の考え方で予算を確保。

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行後は施設型給付・地域型保育給付等に移行することとなる事業と、保育所運営費のうち量拡大分については、消費税増収分により確保。[青色網掛け部分]
- ・ 整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。(安心こども基金等) [赤色網掛け部分]

**安心こども基金【25補正:169億円、26当初:1,301億円】**

<平成25年度末基金残高見込み:632億円>

◆ **保育所等の整備(賃貸方式や国有地も活用) [ハコ]**

[所要額:約1,800億円]

<保育所等整備費(約13万人分)>

(※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率高上げ  
 保育所(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育(※)、  
 家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)、  
 認定こども園

◆ **保育を支える保育士確保 [ヒト]**

[所要額:約130億円]

<保育士確保>養成施設卒業者確保、保育士・保育所支援センター  
 <資格取得と継続雇用への支援>  
 認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付

**保育緊急確保事業(内閣府)**

【26当初:1,043億円(うち、プラン分:681億円)】

◆ **小規模保育など新制度の先取り等 [運営費等]**

<運営費支援(約6万人分)等>

小規模保育、グループ型小規模保育、幼稚園長時間預かり保育、  
 認可外保育施設認可化、認定こども園

<利用者支援>

利用者支援事業

【311億円】

<保育士処遇改善>  
 保育士等処遇改善臨時特例事業  
 保育体制の強化

◆ **保育所運営費【26当初:4,581億円】**

<従来分(25年度までの措置分)>

【304億円】

◆ **この他、事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特別会計(52億円)】  
 児童育成事業費補助金(延長保育等)【年金特別会計(314億円)】**

(参考1)平成24年度予算費において保育所等の整備費、  
 平成25年度予算において保育所運営費でそれぞれ、7万人増分の経費を計上  
 (参考2)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、  
 文科省にて安心こども基金に積み増し。(H25補正:39億円、H26当初:183億円)

# 待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算(案)及び平成26年度予算(案)で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

## ～5本の柱～

### 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

\*の事業については、プランに参加する場合、補助率嵩上げを実施

**改**補助率嵩上げについて財政力要件を撤廃

- \* ○保育所緊急整備事業
- \* ○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- \* ○小規模保育設置促進事業
- \* ○幼稚園預かり保育改修事業
- \* ○家庭的保育改修事業
- 認定こども園整備費 ○民有地マッチング事業

### 2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

【保育士確保施策】

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施 ○職員用宿舎借り上げ支援
- 新** ○保育体制の強化

保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

【保育士の資格取得と継続雇用の支援】

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付
- 新** ○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援  
幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る
- 新** ○保育所等従事者の保育士資格取得支援  
保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

**新**【保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得】

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

【保育士の処遇改善】

- 保育士の処遇改善

### 3. 小規模保育事業など新制度の先取り

【運営費支援】

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業
- 家庭的保育事業
- 【利用者支援】
- 利用者支援事業

### 4. 認可を旨指す認可外保育施設への支援

【整備費支援】

- 改修費、賃借料等

【運営費支援】

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

【移行費支援】

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

### 5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

(注) **新**の事業は、平成26年度予算案で創設を予定している事業。

**改**の事業は、平成25年度補正予算案で充実に予定している事業。

## 平成26年度予算案において予定している保育士確保対策(新規事業)

保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

### (1) 保育士確保施策 [36億円 (補助率: 国1/2)]

#### ○ 保育体制の強化(保育緊急確保事業において実施)

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつなげる。

### (2) 保育士の資格取得と継続雇用の支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

- ① 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)  
幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成。
- ② 保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援(安心こども基金において実施)  
保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2)を助成する。

### (3) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援 [443億円の内数(補助率: 国1/2)]

- 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援(安心こども基金において実施)  
新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となるが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用(保育士養成施設の受講料の1/2、代替職員経費)を助成する。

(※) 保育士資格を有する者に対する幼稚園教諭免許状の取得支援は、文部科学省において同様に実施。